

高千穂町放課後児童クラブ
危機管理対応マニュアル

令和 6年 3月

福祉保険課

はじめに

放課後児童クラブ設置者は、利用児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するという目的を達成するために、安全な環境を整備していく責務があります。そのため、「高千穂町放課後児童クラブ危機管理対応マニュアル（以下「本マニュアル」という。）」を作成し、児童の生命にかかわるような危機への対応について、基本的な考え方を放課後児童健全育成事業に携わるすべての者が共有し、日常的な場で児童の安全を保障するために対応することとしました。

本マニュアルは、放課後児童健全育成事業全般にわたり危機を予防し、また、万一危機が発生した場合に、その被害を最小限に食い止めることを目的としたものです。

児童は、危険に対する判断力や安全に対する認識に未成熟な部分があるため、放課後児童クラブには危険（リスク）も伴います。そこで、児童自身も健康に関心を持ち、安全な生活を営むための心と力（自己管理能力）が身につけられるよう、職員として児童一人ひとりを十分理解し安全な支援を保障する環境を整備したうえで、危険予測を行い、さらに事故はいつでも起こりうることを認識しつつ、日々の事故予防及び対応、危機管理に取り組んでまいります。

令和 6年 3月

高千穂町福祉保険課

－ 目次 －

1. 総 則

- 1) 本マニュアル作成の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2) 本マニュアル作成の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3) 放課後児童健全育成事業に係るその他計画との関係・・・・・・・・1

2. 事前対策

- 1) 危機管理意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～2
 - (1) 職員研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - (2) 危機管理能力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - (3) 保護者や学校、地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・1～2
- 2) 危機管理の体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2～4
 - (1) 危機管理体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 - (2) 事故防止の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2～3
 - (3) 緊急時の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3～4
- 3) 事故防止の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4～5
 - (1) リスクの把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - (2) リスクの評価・分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - (3) リスクの改善・対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - (4) リスクの再評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4) 事故防止に向けた環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・5～6
 - (1) 職員間のコミュニケーション・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - (2) 情報の共有化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - (3) 苦情（意見・要望）解決への取組・・・・・・・・・・・・5
 - (4) 安全教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5～6
- 5) 児童クラブ開所（支援）中の安全管理について・・・・・・・・6～10
 - (1) 児童の出欠・安全状況の把握・・・・・・・・・・・・・・・・6
 - (2) ヒヤリ・ハット報告書の活用の仕方・・・・・・・・・・・・7～8
 - (3) 日常の安全点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - (4) 学年別の安全指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - (5) 施設外での特別活動時の留意事項・・・・・・・・・・・・8～10

3. 応急対策

- 1) 危機発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - (1) 安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - (2) 連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - (3) 対外窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

2) 災害種別による対応	10～22
(1) 地震における対応	10～11
(2) 大雨など風水害発生時における対応	11
(3) 火災発生時における対応	12
(4) ケガなど事故発生時における対応	12～13
(5) 行方不明・迷子が発生した際の対応	13～15
(6) 不審者等に対する対応	15～16
(7) ケガや急病の応急処置について	16～21
(8) 感染症の対応	21～22

4. 事後対策

1) 対応の評価と再発防止に向けた取組	23
(1) 対応の分析・評価	23
(2) 改善	23
(3) 再発防止に向けた取組	23
(4) 再発防止策の検討	23
(5) マニュアルの見直し	23

5. その他

1) 消防署・警察署への連絡方法について	24
(1) 救急車の依頼の仕方	24
(2) 火災の通報の仕方	24
(3) 警察署への捜索依頼の仕方	24
2) 災害時の持ち出し品	24
(1) 児童にかかわる書類	24
(2) 救急用品・非常用リュック	24
3) 病院搬送時の持ち出し品	24

◎参考事項

救急箱の中にあると良いもの	24
-------------------	----

～資料集～

- 資料 1 「放課後児童健全育成事業 事故報告書」
- 資料 2 「ヒヤリ・ハット報告書」
- 資料 3 「児童クラブ入会申請書（表・裏あり）」
- 資料 4-1・資料 4-2 「放課後児童クラブ施設/設備 安全点検チェック表」
- 資料 5 「児童クラブ緊急時対応マニュアル」
- 資料 6 「事故の程度の判断基準」
- 別添 2 「報告ルート：施設等区分①」

1. 総則

1) 本マニュアル作成の目的

- (1) 児童と放課後児童クラブ職員の生命を守り、児童の健やかな発達を支援するために、安全な環境を保障する。
- (2) 児童及び保護者と放課後児童クラブ職員との信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守る。
- (3) 放課後児童クラブに対する地域社会からの信用や信頼を守る。

2) 本マニュアル作成の定義

不意に発生する重大な事件、事故、災害等において、児童や職員の生命を脅かすような、さまざまな事態が生じないように、また、万一発生した場合においても、その影響を最小限に抑えられるように、常日頃から備えておくことが重要なこととなっている。

本マニュアルでは、放課後児童クラブにおける危機管理の段階を「事前対策」、「応急対応」及び「事後対策」の段階に区分し、それぞれの段階における職員、福祉保険課等の役割を明確にし、適切な対応をとることができる体制を構築する。

3) 放課後児童健全育成事業に係るその他計画との関係

高千穂町放課後児童クラブ安全計画、放課後児童健全育成事業の運営に係る危機管理に関する諸計画は、本マニュアルの内容と相互に補完して策定されることを基本とする。

2. 事前対策

1) 危機管理意識の高揚

(1) 職員研修の実施

福祉保険課は、各児童クラブに限らず、必要に応じて、町内全児童クラブにおける支援員との会議等において、ヒヤリ・ハット事例の提供をして精査・検証をし、情報共有においてその徹底を図る。

(2) 危機管理能力の向上

緊急時に職員が児童への的確な指示や迅速な誘導ができるよう、さまざまな場面を想定した訓練を実施する。

放課後児童クラブでは、地震・火災などの災害時に迅速に避難できるよう、安全計画に基づき、年度当初に職員の役割を明確にしておくとともに、迅速かつ冷静に対応できるよう、避難訓練を実施する。

また、不審者侵入などの事故に的確に対応して、事態を最小限に抑えることができるように、各放課後児童クラブで具体的な事例を想定しての訓練を実施する。

なお、各種訓練実施後は、反省と評価を行い、その記録は福祉保険課へ提出する。

(3) 保護者や学校、地域との連携

児童の安全確保や放課後児童クラブの防犯・災害体制確立のためには、保護者や学校、地域との連携が重要であることから、日頃から積極的に保護者や学校、地域から情報を収集し、危機を予知・予測し、事故を未然に防ぐように努めるとともに、危機発生時には保護者や学校、地域からの協力を得て対応できる体制を整えておく必要がある。

児童の体調面で配慮する必要のある事項^{*}は事前に協議しておくこと(食物アレルギー等)。

※「児童クラブ入会申請書」・・・・・・・・・・・・ **資料集:3 参照**

2) 危機管理の体制について

(1) 危機管理体制の確立

福祉保険課は、想定される災害・事故等に対処するための各放課後児童クラブの職員体制の確認を行うとともに、施設・設備に関する定期点検の実施等により、防災・危機管理体制を確立する。

(2) 事故防止の推進体制

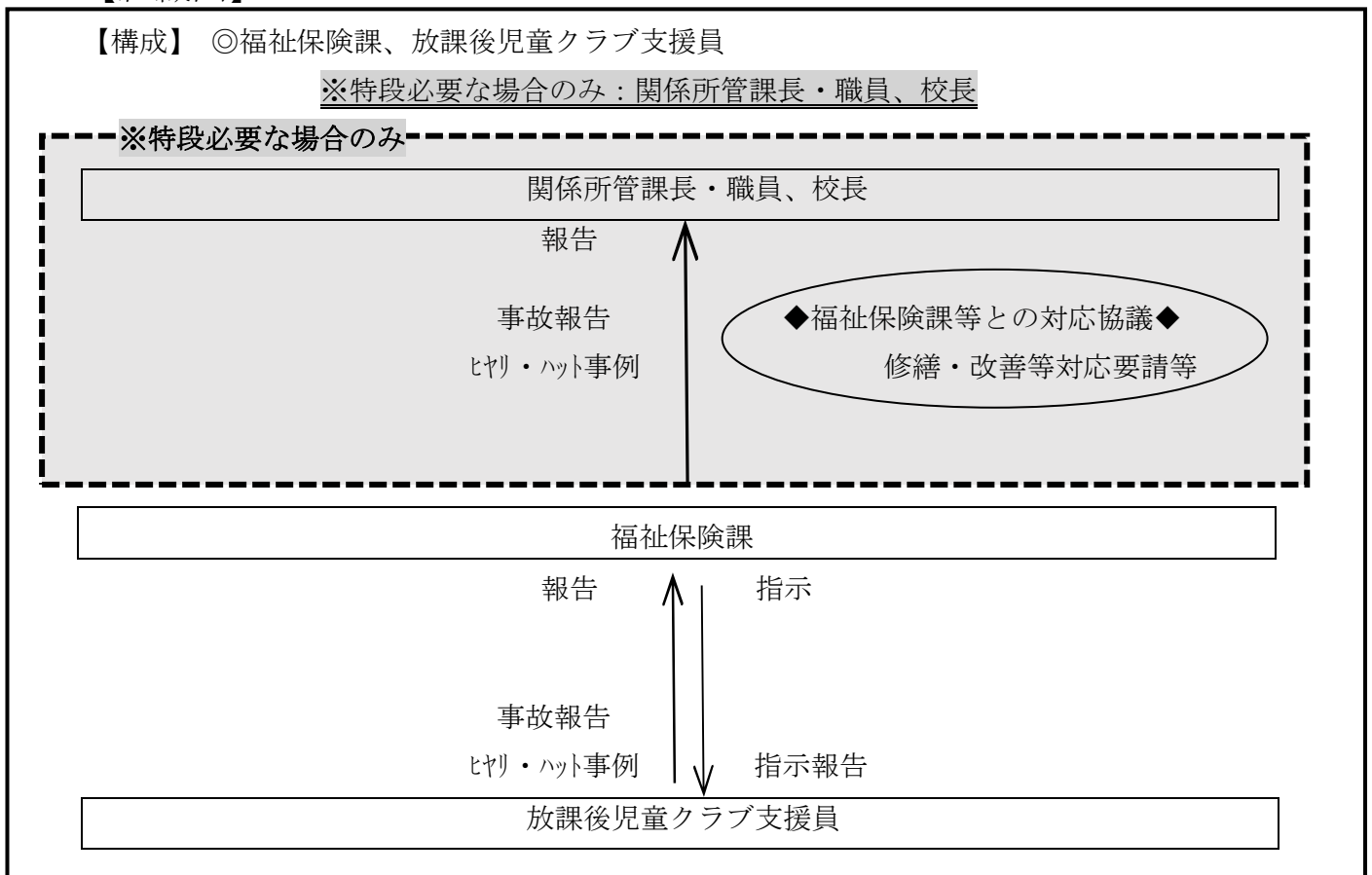
事故を予防し、安全な支援を推進していくためには、各放課後児童クラブと福祉保険課を中心に、組織的に事故の予防対策に取り組んでいかなければならない。そこで、実際に各放課後児童クラブで起きた事故の事例とその対応策、又は現在取り組んでいる事故予防活動などの情報を福祉保険課は勿論のこと、町の放課後児童クラブ間でも共有し、今後の事故予防に活用する。

なお、火災の発生等、各放課後児童クラブ又は使用する施設の消防計画に定めのある事項については、それに従うものとする。

①組織・構成

事故の報告・事故予防対策については、福祉保険課の報告を必須とし各児童クラブ職員で役割を果たすものとする。なお、内容及び状況に応じて、施設改善等、特段必要な場合に限り、関係所管課長若しくは職員、又は児童クラブの置かれている町立小学校の校長をも加わることができるものとする。

【組織図】



②福祉保険課の役割

ア. 事故の予防対策

各放課後児童クラブから提出された事故報告書及びヒヤリ・ハット報告書のうち今後の教訓とすべき事例を抽出して、他児童クラブ間でも共通理解を必要とするものについては、個人情報等を十分に考慮したうえで、全放課後児童クラブ間での情報共有を図る。また、必要に応じて再発防止にむけての事故の分析等を行う。

イ. 本マニュアルの管理

事故報告書及びヒヤリ・ハット報告などに対して、新たな対策を講じた場合には本マニュアルの改訂を行う。

③職員(支援員)の役割

各児童クラブの職員は、放課後児童クラブの安全対策に関する下記の内容について各児童クラブ全職員の協力のもとに対応を行う。

ア. 事故やヒヤリ・ハットの報告をもとに、福祉保険課・各児童クラブ全職員で、原因及び対応策を、共有、協議したうえで、問題点の整理を行う。また、必要であれば、町内全放課後児童クラブ職員で共有し、安全に対する意識向上を図るとともに、今後に生かせるようにする。

イ. 各児童クラブ全職員で児童クラブ内の危険箇所の共有を行う。

ウ. 各児童クラブで定期的に安全点検を実施し、危険箇所の管理を行う。

エ. 児童に対しての安全教育を行う。

オ. 安全対策について保護者や学校、地域と情報の共有化やコミュニケーションの促進を行う。

※「放課後児童健全育成事業事故報告書」・・・・・・・・・・ **資料集:1 参照**

※「ヒヤリ・ハット報告書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料集:2 参照**

(3) 緊急時の体制

①役割分担

下記例を参考に、各児童クラブの実態に応じた緊急時の役割分担をしておき、全職員で共有しておく。なお、役割分担された以外も互いに協力し迅速に行動すること。

I. 陣頭指揮、職員・関係機関との連絡調整、支援の統括、保護者への連絡

II. 応急手当、支援、避難誘導、支援の補助

※各児童クラブの職員数で振り分けること、代替職員の勤務時や土曜日に於いても役割分担がなされる仕組みをとっておくこと

②緊急連絡網等

「高千穂町児童クラブ緊急時対応マニュアル」に沿い対応をする。

「高千穂町児童クラブ緊急時対応マニュアル」、以下 ア～エ の各関連書類は、各児童クラブ内に配備するとともに、職員及び関係者に周知し、その内容は随時更新する。

※「児童クラブ緊急時対応マニュアル」・・・・・・・・・・ **資料集:5 参照**

○各関連書類

ア. 各職員の連絡先名簿

イ. 医療機関、関係機関先一覧

医療機関については、診療科、診療時間、休診日等を記載したものを用意しておく。

ウ. 保護者への連絡

保護者からの提出された入会申請書により、災害時における連絡先を把握しておく。
コドモンアプリを使用しての連絡配信も福祉保険課と情報共有しながらおこなう。

エ. 学校への連絡先

緊急時の学校との連携について協議し、連絡先を確認しておく。

③避難場所

災害時の避難場所(児童クラブ内外含め)、避難経路、連絡先及び児童の保護者への引渡しまでの手順を保護者及び職員で周知・共有しておく。避難する際には、避難先を福祉保険課に連絡する。

④福祉保険課の役割

福祉保険課は、事故発生時には下記の事項を行う。

ア. 各放課後児童クラブへの対応の指示

イ. 必要に応じて、現状把握担当・現場担当を編成し、それぞれリーダーを指名するなど、放課後児童クラブへの支援体制の整備を行う。

ウ. 他放課後児童クラブへの状況報告

エ. 保護者への報告等の対応

オ. 学校への報告等の対応

カ. 必要に応じて、その他関係機関及び関係部課との連絡調整

キ. 重大事故の場合は、課にとどまらず、町長、副町長及び総務課長と協議して、必要に応じて政策会議の招集依頼及びマスコミの対応

⑤重大事故の報告

福祉保険課は、特定教育・保育施設等における事故の報告等について（以下本項目で「通知」という。）で、報告の対象とされる重大事故（死亡事故、意識不明、又は治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等）が発生した場合は、重大事故における国が示す連絡体制（資料集:報告ルート）をもとに児童クラブと連携を図り、通知で規定する様式により適切に報告する。

※「児童クラブ入会申請書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料集:3 参照**

※「報告ルート:施設等区分①」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料集:別添2 参照**

3) 事故防止の活動

事故を未然に防ぐためには、児童の特性を十分に理解したうえで、職員一人ひとりが事故防止に心がけ、気配りをしていくことにより、起こりうるリスクをできる限り減らしていくことが重要である。そのためには、放課後児童クラブが一体となって、事故に発展する可能性がある問題点を把握して、日頃より事故防止に取り組んでいく必要がある。

【事故防止の手順】

(1) リスクの把握

- ・事故報告やヒヤリ・ハット事例報告等により、事故に発展する可能性のある問題点を把握する。

(2) リスクの評価・分析

- ・問題点の重大性を把握し、対処すべき問題点を選別して、背景要因を分析する。

(3) リスクの改善・対処

- ・事故予防対策を検討して、実行する。

(4) リスクの再評価

- ・予防策が確実に守られているかの状況を確認するとともに、予防策が不十分な場合は、フィードバックして再検討する。

4) 事故防止に向けた環境づくり

(1) 職員間のコミュニケーション

リスクマネジメントを進めるうえで、職員間のコミュニケーションが重要である。各放課後児童クラブ内で、情報交換や意見交換など、日頃より職員間で気軽にできるような関係性を構築する。

(2) 情報の共有化

児童の体調の変化や留意点、発生した事故、ヒヤリ・ハット事例等に関する情報や対応策を児童クラブ内で共有することが重要である。情報は共有し、起こりうるリスクや対応策を学び、組織として事故防止への意識や対応を向上させる。なお、これらは、福祉保険課・該当クラブ職員で共有するが、必要であれば他児童クラブとも共有し活かせるようにする。

(3) 苦情（意見・要望）解決への取組

保護者等の苦情や意見・要望は利用者の観点から発せられているため、放課後児童クラブが見落としした問題点を発見できる機会となることが多いことから、謙虚に受け止めて早期対応に心がける。また、現状において改善が困難な場合も、早期にできない理由を丁寧に説明し理解してもらえるように努める。なお、苦情等は、福祉保険課・該当クラブ職員で共有するが、必要であれば他児童クラブとも共有し活かせるようにする。

(4) 安全教育

全職員が常に事故防止についての高い意識を持つとともに、緊急時に適切な対応ができるよう、児童に対する安全教育にも努める。

①各種訓練の実施

訓練の実施にあたっては、条例第6条第2項の規定に基づき、児童クラブでの実施に加え、学校や子育て支援センター等の各種訓練を見学・参加する形でも「実施」とする。その場合は、福祉保険課が各機関へ依頼して協議し、各種訓練にあわせ企画・立案する。

基本、学校における訓練では、児童クラブのある学校の避難訓練に、支援員が見学あるいは参加させてもらう等、学校での避難方法を学び、児童クラブ開所時の発生時にも

活かせるようにする。見学等後は記録(学んだこと等含む)をし、福祉保険課へ提出する。田原小児童クラブに於いては、同様に田原小学校の訓練を見学・参加するが、独自でも定期的に訓練を実施することとする。また、土曜日については、開所場所である高千穂小学校児童クラブに於いて、土曜日の訓練を年1回程度実施する。長期休暇(春・夏・冬)にあたっては、各児童クラブで年1~2回程度実施することとするが、田原小児童クラブに於いてはこの限りではない。

なお、子育て支援センターで実施される訓練の内容によっては、児童クラブの研修として参加することとする。また、必要に応じて、警察・消防等の関係機関の協力を得ながら、防災・防犯・事故対応などの各種訓練を実施することもあり得る。

②児童に対する安全教育

職員は日常の活動や訓練等を通して、事故の予防や災害時の対応のための約束事や行動の仕方について、児童の発達や能力に応じた方法で理解させるとともに、必要に応じて、警察・消防機関等の協力を得て学習する機会をもつようにする。

5) 児童クラブ開所(支援)中の安全管理について

(1) 児童の出欠・安全状況の把握

児童の状況を把握することは、支援を行う上での基本であり、事故を未然に防ぎ、また事故発生を早期に発見し、適切に対応するために極めて重要である。そこで職員は、一人ひとりの児童の発達状態・性格・行動をよく知り、出欠状況・健康状態など所定の事項を常に把握する。下記の項目について全職員がいつでも情報を確認できるような体制を整えておく。なお、日常、コドモンアプリを活用した出欠確認を基本とし、保護者にもコドモンアプリ活用の意義を説明し全保護者の登録を呼びかけ、活用の周知徹底を図っていく。

～場面に応じた把握すべき事項～

①利用開始時

- ・利用開始時刻 ～コドモンアプリでの打刻
- ・健康状態
- ・各職員への報告、連絡、引継ぎ事項

②帰宅時

- ・帰宅時刻 ～コドモンアプリでの打刻
- ・児童の健康
- ・連絡事項
- ・保護者以外の人に来たときの確認方法

③支援中

- ～各職員は、児童の動静に合わせて、人数確認を行う。特に、次のような支援中の場面転換時の前後には、必ず人数の確認を行う。
- ・施設外での特別活動時
 - ・施設と屋外間の移動時
 - ・長期休暇時・土曜日・学校振替休日時の、昼食時、おやつ時
 - ・その他活動場面の転換時

(2) ヒヤリ・ハット報告書の活用の仕方

事故を予防するためには、過去のケガの記録などを参考にして危険箇所を把握することはもちろんのこと、ケガに至らない事例についても検証を進めていくことが重要となる。幸いにも事故を回避できた事例を「ヒヤリ・ハット事例」として、その事例を精査・検証し、福祉保険課・職員との共有により事故の防止を図る。

○職員同士や学校、福祉保険課、場合によっては保護者等との情報の共有による問題解決

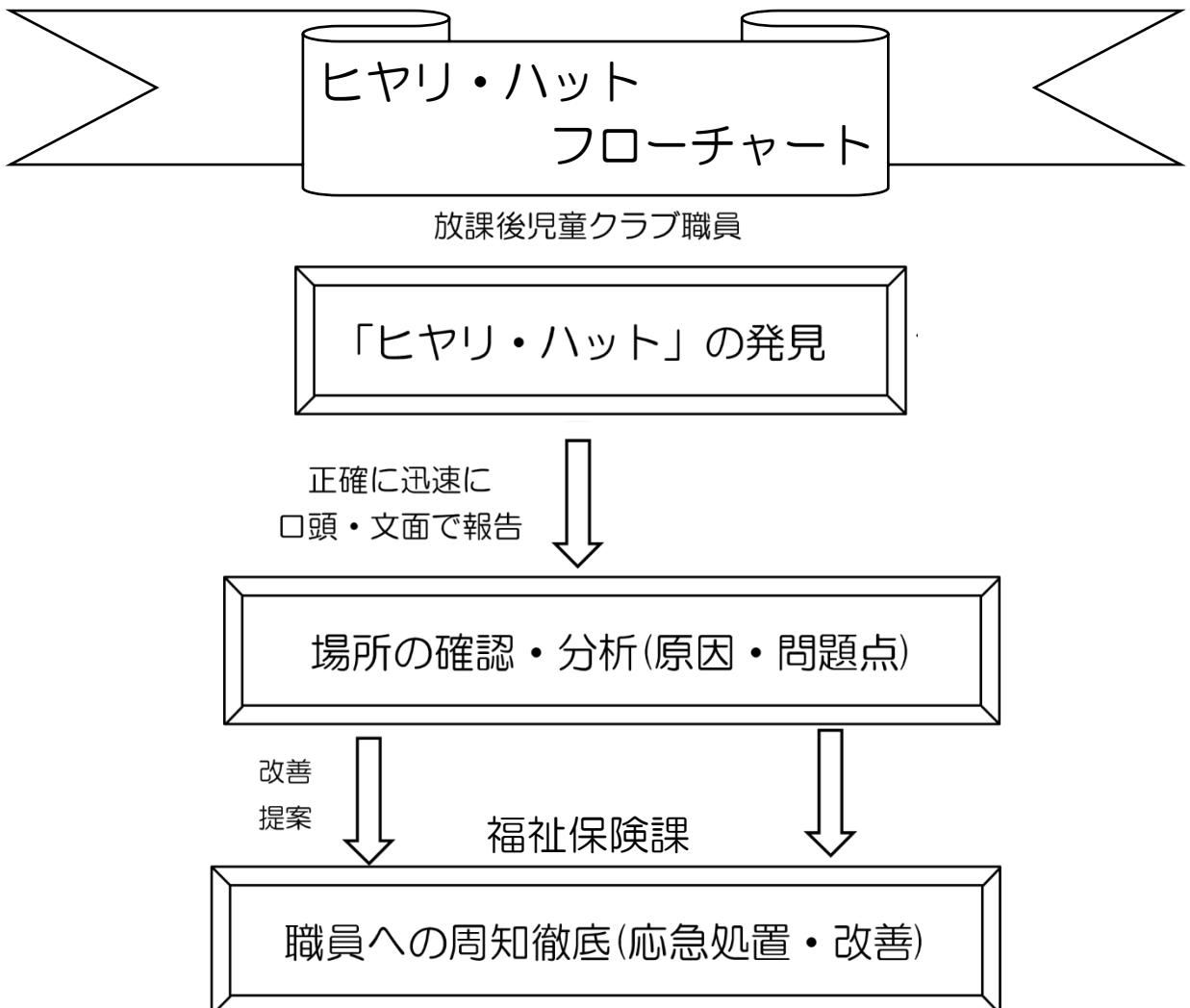
日頃の支援中に「危ないな」と思っている、その解決策を自分だけで考えるのは限界がある。発想や視点を変えた解決策を第三者に求めることは重要なことであり、適切な問題解決につながる。

○職員の危険感受性の向上

ヒヤリ・ハットする状況にあっても、予測の上で余裕をもって対応するか、慌てて回避するかでは重大な事故につながるかどうかが大きく変わってくる。支援中、ヒヤリ・ハットした場面を職員が共有することで認識し、危険を察知する目を養う必要がある。

○情報の集積

経験で身についた危険箇所やその対応策などを、各児童クラブ内だけでなく学校、福祉保険課、場合によっては保護者等で情報を共有し、記録として残し後につなげていく。



(注意点)

1. 「ヒヤリ・ハット」に気がついた職員は、迅速に口頭又は文書(ヒヤリ・ハット報告書)で他職員に周知する。
2. 周知を受けた職員は、全職員で現場を確認し、原因や問題点を分析する。
3. 一人がヒヤリ・ハットした場所は、放課後児童クラブ全体の問題とする。
4. 全職員への周知とともに、併せてヒヤリ・ハットした場所は応急処置・改善を施す。
5. 処置や改善した場合も、記録として残しておく。
6. 福祉保険課へは、後日、ヒヤリ・ハット報告書の提出にて報告することとするが、重要案件や大々的な改善を必要とする場合は、早急に報告をする。
7. 必要があれば、他児童クラブにも共有し、同様な案件が起こり得る箇所を改めて点検するなど、全職員で安全面について再認識するようにする。

(3) 日常の安全点検

日頃から支援環境の整備を行い、児童が安全に過ごせるよう努めることが重要である。そのために、環境への細かい配慮をしたうえで、あらかじめ点検項目を明確にしておき、全職員で分担して、「放課後児童クラブ施設/設備 安全点検チェック表」により定期的に点検を実施することとする。チェック表は、速やかに福祉保険課へ提出すること。

- ・点検項目 ～「放課後児童クラブ施設/設備 安全点検チェック表」使用。
- ・点検方法 ～記録簿の各項目において、各放課後児童クラブの特徴をつけ加えたものを作成し、点検を行う。

※「放課後児童クラブ施設/設備 安全点検チェック表」・・・ **資料集:4-1・4-2 参照**

(4) 学年別の安全指導

児童は、発達により行動パターンが大きく異なる。そこで、職員は児童の年齢に応じた特徴、発達状態、動静の実態を常によく把握し、その個人差や年齢に応じた学年別の安全指導を行うこと。

(5) 施設外での特別活動時の留意事項

特別活動とは、遠足や体験学習等、日常的に実施する活動以外の活動をいう。

ただし、日常的な活動であっても、特別活動として安全管理することが適当と各児童クラブが判断する場合は、特別活動として扱う。このような活動時には、事前に福祉保険課へ連絡し許可を得ること。

①基本的な留意事項

- ア. 実施前の行程上にある危険箇所のチェック等、必ず下見を行うこと。
- イ. 行程表(ルートマップ)を作成するなど、活動前の事前配布等により職員同士への周知を行うこと。
- ウ. 引率は必ず2人以上の職員で行い、その都度リーダー、役割分担を決めておくこと。
- エ. 施設外での特別活動時には、児童や一般の方との見分けがつきやすいように、名札等を身に着けること。
- オ. 天候や気温・湿度等を確認して、出かける前後の水分補給や帽子の着用、できれば

事前準備で水筒持参を呼びかけるなどの健康管理の配慮を十分に行うこと。

- カ. 特に配慮が必要となる児童が参加する場合は、常日頃、当該児童の行動等を把握した職員が必ず同行すること。
- キ. 職員同士で常に人数確認を行い、児童の所在確認をすること。なお、確認は出発・目的地に着いたとき、目的地から帰路につく出発時、帰着時に必ず行うこと。休憩を途中で取る場合や食事前も人数確認を行うこと。
- ク. 異なる学年の児童が合同で実施する場合には、歩く順番などを同行する職員間で決めておき、児童にも認識をさせておくこと。
- ケ. 出かける前には、児童に場所や目的を知らせておくこと。
- コ. 歩道のない道路では、原則として車道の右側を歩行すること。
- サ. 自動車等の車両の往来には十分に気を配り、児童が車道に飛び出すことがないように注意すること。
- シ. 地域の方にあいさつを行うこと。

②出かけるときの留意事項

- ア. 両手が自由になるリュックサックに、緊急連絡先、救急用品(本マニュアル P24 参考事項参照)、児童の着替え、携帯電話、メモ用紙、筆記用具を常備し、防犯ブザー、ホイッスルを携行すること。
- イ. 出発・帰着予定時刻、行先、児童人数、引率者名を日誌に記入してから出かける。その際には、携行品のチェックを行うこと。帰着後も帰着時間含め内容等記録をしておくこと。
- ウ. 児童の心身の健康状態を把握し、施設外の特別活動への参加可否を判断する。
- エ. 児童の服装をおおよそで把握しておくこと。特に配慮を要する児童の服装は特に把握しておくこと。
- オ. 天候などにより、衣服の調節をし、帽子を着用すること。

③特別活動中の留意事項

- ア. 同行する職員は児童の列の前後に位置するとともに車道側を歩き、児童には車道より内側を歩かせること。また人数によっては、列の中央にも職員を配置すること。
- イ. 歩道の切れ目では必ず停止・左右確認させ安全に歩くためのルールを教えること。
- ウ. 常にまわりの状況に目を配り、危険物等がないか確認しながら歩行すること。
- エ. 道路上に駐停車している自動車やバイクには触れさせないこと。
- オ. 犬や猫等にむやみに触れさせないようにすること。
- カ. 階段や急な坂では、児童同士で手をつなぐことはさせず、一人ひとりのペースで昇降や歩行できるようにすること。
- キ. 段差のあるところでは、声をかけながら傍らについて見守ること。

④目的地での留意事項

- ア. 公園等では、遊具の安全確認を行うとともに、傾斜地やくぼみなどの危険と思われる箇所を確認すること。また固定遊具で遊ぶ際は、児童の安全確保を第一優先とし、砂場では、砂を目や口に入れないように見守ること。
- イ. ガラス片や犬・猫の糞など危険物や不衛生な物がないか点検すること。

ウ. 不審者と思われる人物には、近づかないようにし、すばやく児童を引き戻すこと。

エ. 池や川などの危険箇所、用水路、急傾斜地には近づかせないこと。

⑤施設外での特別活動から戻ってきた際の留意事項

ア. 児童の健康状態を観察し、暑い天候の際には必要に応じて水分補給させたり、適時に涼しい場所で休憩させたり、健康管理を十分に行うこと。

イ. 人数確認は、放課後児童クラブ施設内に入るときに、名簿等と照会しながら迅速に行うこと。

ウ. コース上に新たな危険箇所又は伝えておくべき情報があれば、職員内で情報共有を図ること。

3. 応急対策

1) 危機発生時の対応

(1) 安全の確保

危機が発生した場合は、人命尊重を第一に、児童及び職員の安全の確保を図るとともに、被害を回避又は最小限にとどめるために情報収集を行い、正確な状況把握に努め、必要な応急処置体制をとり、適切に対応する。

(2) 連絡体制

状況に応じて、保護者や学校、警察・消防・病院などの関係機関との連絡を的確に行い、福祉保険課へ報告する。

(3) 対外窓口

報道機関などの外部対応については、安易に対応せず、福祉保険課と調整のうえ、窓口を一本化し、情報の混乱が生じないようにする。

2) 災害種別による対応

(1) 地震における対応

利用する施設等の消防計画に基づき、日頃より防災設備の自主点検や防災訓練等を実施して、いつ地震が発生しても適切に対応できるようにしておくこと。

①児童クラブ施設内で発生した場合

ア. 児童が安心できるような言葉かけをしながら、落下物から身を守るように姿勢を低くする(ダンゴムシのポーズ・特に頭部を守る)などの指示をする。 ※ダンゴムシの体勢を呼びかけると低学年でも理解しやすい。

イ. 児童、職員は、机下に身を隠したり、落下物の危険が少ない教室中央などに集まったりしながら、安全確保をした状態で揺れが収まるまで様子を見る。

ウ. 本棚、窓ガラスやその他倒れやすいものなどから児童を遠ざける。

エ. 速やかにサッシや扉を開け避難口を確保する。但し、身の安全を最優先すること。

オ. 速やかに火の元を閉じ、揺れが収まったらガス器具や配電盤を点検し、安全を確認する。施設内において火災が発生した場合は、身の安全を最優先としたうえで、さらには、安全に十分留意しながら消火活動(初期消火)をする。

- カ. 揺れが収まったら、一時屋外に避難し、児童と職員の安全と人数の確認をするとともに、安全確保できる状況下の範囲内で施設を点検し、状況を福祉保険課に報告する。
- キ. 児童及び避難誘導、救護班の職員は、安全確認できるまで施設内に立ち入らない。
- ク. 各児童クラブは、被害の状況、今後の対応について福祉保険課に連絡・調整する。
- ケ. その時の状況等は必ず記録しておくこと。

②児童クラブ施設外（グラウンド等）での支援中に発生した場合

- ア. 構造物から遠ざけ、できるだけ上部に何もない中央等の安全な場所に集めて座り、安心できるような言葉をかけて揺れが収まるまで待つ。
- イ. 地面の亀裂、陥没、隆起、頭上の落下物に注意する。

③施設外での特別活動中に発生した場合

- ア. 揺れを感じたら、直ちに児童を集め、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れが収まるのを待ち、その後、速やかに児童の安全及び人数確認を行う。
- イ. 切れた電線には絶対に触れないように児童に注意する。
- ウ. ブロック塀や自動販売機の倒壊、屋根瓦、ガラスなどのその他落下物に注意する。
- エ. 携帯電話で放課後児童クラブに連絡を入れ、必要な場合は応援を要請する。
- オ. 全員が自力で放課後児童クラブへ戻れるようであれば、安全を確保しながら慎重に放課後児童クラブへ戻る。ただし、現在いる場所が災害避難所を兼ねている等、安全が確保されている場合で、移動することでかえって危険が生じる場合は、その場で待機し福祉保険課に連絡し、指示を受ける。

(2) 大雨など風水害発生時における対応

近年多発する大規模な災害から児童の安全を確保する観点から、下記の内容について適切に対応する。また、気象警報時の児童クラブの開所等の判断に当たっては、福祉保険課が主となり気象情報を確認しながら適切に対応するが、学校が登校日に於いては、各学校の判断に合わせることをとする。

①支援中に発生した場合

- ア. 強風や大雨の際には、児童を落ち着かせるよう配慮する。
- イ. 雨漏り等がないか、施設内を点検する。
- ウ. 天候の推移については、テレビ等で常に情報を把握する。
- エ. 周辺の被害状況は、福祉保険課などに問い合わせをするなどして、明らかにしておき、保護者からの問い合わせや保護者や学校への連絡に活かすようにする。
- オ. 放課後児童クラブに危険が迫っている場合は、福祉保険課にその旨伝え、福祉保険課から保護者に状況等を説明し早急の迎えをお願いする。早急な連絡手段としてコドモンアプリを利用し、一斉に配信、周知することとする。

②被害が発生した場合

施設等に被害が発生した際は、児童の安全を最優先に被害のない場所で支援を継続するとともに、福祉保険課に連絡する。

③残留児童が発生した場合

保護者が迎えに来るまでは、放課後児童クラブで児童を保護する。

※「児童クラブ緊急時対応マニュアル」・・・・・・・・・・ **資料集:5 参照**

(3) 火災発生時における対応

日頃から火災予防措置を行うとともに、消防訓練等を実施して発生時に適切な対応ができるようにしておく。

- ①第一発見者は、大きな声で周りの職員に知らせる。
- ②知らせを受けた職員は、速やかにその他の職員に火災の発生を知らせるとともに、避難誘導を行う。
- ③第一発見者及び知らせを聞いた職員は、児童や自分の身の安全を最優先に可能な限り初期消火に努める。
- ④速やかに消防署へ通報する。
- ⑤児童を避難誘導し、人数及び状況を確認する。
- ⑥学校、福祉保険課に連絡をする。
- ⑦落ち着いて行動し、児童に動揺を与えないよう努める。
- ⑧出火元、火の回り具合、煙、風向き等を考慮し、より安全な方向に避難する。
- ⑨安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡し、児童の引渡しをするが、福祉保険課へ連絡が入った時点で、保護者の迎えが必要な場合は、コドモンを活用し保護者へ連絡をするようにする。

(4) ケガなど事故発生時における対応

事故が発生した場合は、次の手順により処理する。

①事故の状況把握、応急処置

- ・事故の状況を的確に把握する。(ケガ人、現場、周囲の状況等)・ケガの程度等を見極め、救急の処置をする。
- ・事故現場からの移動が可能な場合は、安静が保たれる場所に連れて行く。
- ・他の児童は別室で支援するなどの対応を行い、落ち着かせる。

②他支援員にも伝える。

③処置の決定

- 担当職員だけで判断をせず、必ず他の支援員を交えて処置を決定する。
- ・救急車を要請する。(救急車の要請は、事故の程度の判断基準による)
- ・放課後児童クラブで付近の医療機関に連れて行く。
- ・放課後児童クラブ内で安静にさせ経過を見る。
- ・応急手当を行い、支援を続行する。
- ・事故の経過及び児童の状況を整理し、福祉保険課に報告する。なお、救急車を要請するなど病院への受診を要する場合には、必ず事前に電話で連絡する。

④保護者への連絡

放課後児童クラブ内で処置した軽度なケガについても、保護者の迎えの際には、必ず口頭で説明する。

事故の発生状況、医療機関の診察・検査結果、今後の受診等についての的確に報告し、誠意をもって対応する。

- ・事故を起こしたことについて謝罪する。
- ・事故の概要を要領よく伝える。(電話をかける前に伝える内容を整理しておく)

- ・保護者は児童の事故の概況、ケガの程度を知らないため、具体的に、また客観的に説明するように心掛ける。
- ・放課後児童クラブ側から「大丈夫」「たいしたことはない」などの安易な判断を下すような言葉は使わない。
- ・保護者からケガの程度を聞かれたら、ケガをした児童の状況を踏まえ、確認できる範囲内において説明する。
- ・最後に改めて謝罪する。(ケガの程度によっては、自宅に謝罪に伺う)
- ・帰宅後の経過を確認する。(ケガの程度によって数日間)
- ・病院受診することを想定し、迎え時に、「病院受診の際の注意事項が記されている用紙(福祉保険課より配布されているもの)」を必ず渡し、病院受診の際は、記述されているとおりに会計をしてもらうようお願いする。

⑤事後処理

- ・事故やケガ等の状況、受診結果及び再発防止策をまとめ、福祉保険課に提出する。
- ・医療機関等で診断を受けた場合は、東京海上日動火災保険株式会社への医療等の請求事務を行う必要があるため、必ず福祉保険課に連絡すること。

※「事故の程度の判断基準」・・・・・・・・・・・・・・・・

資料集:6 参照

(5) 行方不明・迷子が発生した際の対応

①担当職員の役割

ア. 施設内の場合

- ・他支援員に児童がいないことを報告する。
- ・他支援員に児童を託し、最初に、普段児童が好んで行く場所を捜す。
- ・児童に動揺を与えないよう配慮しながら、不明児童に関する手掛かりを聞き出す。

イ. 施設外の場合

- ・児童がいないことに気付いた時点で、携帯電話等で放課後児童クラブ・福祉保険課に連絡する。連絡を受けた福祉保険課は、職員を現地に派遣し捜索に加わる。
- ・別の引率職員に他の児童を託し、周辺を捜す。

捜す場合は → 放課後児童クラブから児童の行方がわからなくなった場所迄の間
 → 児童の家や、隣近所、近くの店舗など
 → 他の児童たちと、いつも一緒に行っている場所など
 → 放課後児童クラブから来る途中の危険と思われる場所

②その他職員の役割

ア. 施設内の場合

- ・職員がいなくなった児童を捜している間、他児童を落ち着かせ、安全な支援を心掛ける。
- ・児童の行動を考慮し、一通り捜索しても見つからなかった場合は、早い段階で福祉保険課へ知らせる。知らせを受けた福祉保険課は、職員を現地に派遣し捜索に加わる。

イ. 施設外の場合

- ・残りの児童を落ち着かせ、安全を確保しながら放課後児童クラブに連れて帰る。
- ・事態に応じて学校、近隣住民に捜索の協力を要請する。

③福祉保険課の役割

ア. 施設内の場合

- ・連絡を受けた福祉保険課は、緊急に招集可能な職員を招集して現地に派遣し捜索に加わる。この場合、児童に動揺を与えないように注意する。
- ・児童を捜すための職員の役割分担を決める。
- ・職員の報告をもとに、児童の居場所を施設内か施設外かを的確に判断する。不明なときは、まず施設内をくまなく捜す。
- ・児童の行動を考慮し、一通り捜索しても見つからなかった場合は、次の手段を講じる。
 - I. 福祉保険課へ状況報告をする。
 - II. 保護者へ連絡する。
 - III. 保護者の了解を得て、警察へ通報する。

イ. 施設外の場合

- ・連絡を受けた福祉保険課は、緊急に招集可能な職員を招集して現地に派遣し捜索に加わる。
- ・児童を捜すための職員の役割分担を決める。
- ・必要に応じて学校や近隣の住民に応援を要請する。
- ・捜索する職員は、担当職員と連絡を取り合い、手分けして児童を捜す。
- ・児童の日頃の行動を考慮して付近の捜索を行い、それでも見つからないときは、次の手段を講じる。
 - I. 福祉保険課へ状況報告をする。
 - II. 保護者へ連絡する。
 - III. 保護者の了解を得て、警察へ通報する。

④捜索について

- ・捜索担当職員は、児童の家が放課後児童クラブに近い場合は寄ってみる。同時に自宅の隣近所周辺も捜索する。
- ・児童の日頃の行動を考慮して、まず付近の捜索を行い、それでも見つからない場合は、放課後児童クラブに定期的に連絡を入れて他の情報を確認するとともに、必要に応じてさらに対応を考える。
- ・施設外を捜す場合は、連絡用として携帯電話を持って出かける。
- ・捜索の結果、児童のいる場所が確認できたら、必要に応じて応援職員を要請する。

⑤事後処理について

- ・児童が見つかったら、関係者（福祉保険課、保護者、学校、警察）に報告する。
- ・緊急に職員会議で報告し、職員全体で今後の対応を検討し、「ヒヤリ・ハット報告書」を福祉保険課へ提出する。
- ・内容によっては、事故の報告書を福祉保険課へ提出する。

⑥予防策について

ア. 施設内の場合

- ・普段の一人ひとりの児童の特徴をよく把握し、特に行動に配慮を要する児童に於いては、その所在を常に確認しておく。さらには、日頃から好んで頻繁に行く場所をも把握しておく。
- ・施設の周辺に、児童にとって危険な場所がないかを職員全員が情報共有しておく。

イ. 施設外の場合

- ・施設外に出かける際は、最低2人以上の職員で引率する。
- ・出かける際に、特に行動面で配慮を要する児童の服装については把握しておく。
- ・児童の人数は、常に確認するように心掛ける。また、児童が支援員の目の届く範囲内にいるようにし、行動に留意しておく。
- ・緊急連絡手段として携帯電話を持って出かける。

(6) 不審者等に対する対応

学校内における児童クラブに於いては、学校の対応に準じつつ、以下の内容にも配慮する。なお、田原小児童クラブに於いては、以下のとおりとする。

①来所者への対応

- ア. 一般の来訪者は、施設正面玄関から出入りしてもらう。
- イ. 業者対応
 - ・工事業者の来訪にあたっては、福祉保険課等が事前に来訪日等の連絡を入れる。
 - ・訪問販売等の業者については、基本お断りとするが福祉保険課の判断を得る。

②児童への指導

- ア. 必要に応じて警察等の協力を得て、児童が防犯意識を高めるための講話等を行う。
- イ. 児童向けの紙芝居や絵本などを利用して不審者の対応方法をわかりやすく示し、危機を回避する方法を児童が身につけられるようにする。
- ウ. 緊急時の避難経路の確認

防災避難訓練と同様に職員が誘導して避難する方法が原則であるが、臨機応変な対応が必要となる場合を想定し、経路の事前確認をさせておく。

③職員の対応

ア. 地域、保護者、学校等からの情報報告

地域や保護者、学校等から不審者・変質者の情報を得た場合には、福祉保険課に連絡する。福祉保険課は、連絡の内容を確認後に全放課後児童クラブに情報提供をする。また、情報の内容によっては、福祉保険課から総務課や警察等に繋ぎ、町民にも情報提供していく。

イ. 防犯訓練等

- ・必要に応じて警察等の協力を得て、万一の場合を想定し職員防犯研修を実施する。
- ・職員の防犯意識を高め、不審者対応への理解を共有する。
- ・火災訓練とは別に防犯訓練を実施する。
- ・職員は防犯ブザー又はホイッスルを常に携帯する。

ウ. 放課後児童クラブ内外の巡視等

- ・定期的に放課後児童クラブ内外を巡視する。
- ・普段から、防犯に関する情報の把握に努める。
- ・施設の外で支援する場合は、職員2名以上で行動し、見通しの悪い場所には、目を配る。
- ・送迎時、保護者の出入りを確認する。保護者へも入口の開閉等気を付けてもらう。
- ・児童クラブ内をのぞいているような不審者に対しては、「何かご用ですか」などと積極的に声をかける。

エ. 施設外での特別活動において

- ・事前に活動計画を立て、福祉保険課へ提出し連絡しておくこと。
- ・施設外での特別活動に参加する児童・職員名簿やルート（目的地や到着時間等を記載）を放課後児童クラブに残る職員がいる場合は、引き継いでおく。
- ・移動する際は、列が縦に長くなるように留意する。
- ・ルートの設定に当たっては、危険箇所、民家や車・人通りの状況等を考慮した設定をする。
- ・必ず複数の職員が同行する。
- ・活動中に止むを得ずルートを変更するとき、また予定が遅れるときは、必ず放課後児童クラブ、福祉保険課へ連絡する。
- ・携帯電話を用意し、連絡が取れるようにする。
- ・児童名簿を携行する。
- ・防犯ブザーやホイッスルを携帯する。
- ・施設外での活動の場でトイレ等に行くときは、事前に、必ず職員に伝えるよう児童にも話しておき、職員が付き添うようにする。

④保護者、学校、地域との連携

ア. 保護者

- ・保護者は、送迎時には自ら直接児童を職員に預け、また引き取る。
- ・いつもと違う人が送迎する場合は、必ず事前に放課後児童クラブに連絡する。
- ・保護者への連絡の際に不審者情報を知らせ、注意を促す。

イ. 学校

- ・不審者等の情報提供をやりとりし、協力を得る。
- ・普段から保護者、学校との連携を図る。

ウ. 地域

- ・不審者等の情報提供をやりとりし、協力を得る。
- ・普段から保護者、地域との連携を図る。
- ・警察（駐在所）に巡回を依頼する。

⑤設備等

- ア. 施設、設備の改善玄関の施錠等により外部からの出入口を必要最小限にする。
- イ. 携帯用防犯ブザーとホイッスルを全職員に配付する。

(7) ケガや急病の応急処置について（～以下、参考に示す）

①ケガの場合

ア. 共通事項

- ・砂、泥が付いているときは、水道水で洗い流す。
- ・出血があれば、洗った後清潔なガーゼを当てて5分以上圧迫する。
- ・当てたガーゼはめくらず、血がにじんでいたら、新しいものを上から重ねる。
- ・傷口は、心臓に近いほうをきつくしばり、できるだけ高い位置に置き安静にする。

イ. 刺し傷

- ・くぎ、画びょうの場合抜き取り、傷の血を絞り出す。
- ・くぎは、深く入りやすく、さびたものは化のうや破傷風の心配があるため、病院を受診する。

ウ. とげの場合

- ・消毒した針、ピンセット、毛抜きで抜き、水道水で洗う。
- ・取りにくいときは、5円玉の丸い穴を当て押し出すようにして取りだす。

エ. 挟んだ傷

- ・内出血をしているときや腫れが見られたときは冷やして様子を見る。
- ・痛みや腫れがひどくなったり、爪がはがれたり、血まめができていて、冷やしても痛みが強いときは病院を受診する。

②鼻血の場合

- ア. 児童を座らせ、鼻をしっかりとつまみ、あごを引き、口で息をさせ、安静にし、鼻の根元、目頭の下の部分を押さえる。それでも血が止まらない時は、脱脂綿を丸めて、軽く詰める。
- イ. 出血が止まりにくい時は、額から鼻にかけて冷水で絞ったタオルでしばらく冷やす。

③虫刺されや、動物にかまれた場合

ア. ハチに刺された場合

- ・針や毒は、絞り出す。
- ・流水で洗い流す。
- ・冷たいタオルで冷やす。
- ・刺されたあと、15分位は様子を見る。
- ・刺されたあと、10分位で、顔色が悪い、おう吐などのショック症状がある場合は、すぐに救急車を呼ぶ。

イ. 動物にかまれた場合

- ・流水でよく洗い、清潔なガーゼを貼って病院で受診する。

④異物が入った場合

ア. 目の場合

- ・こすると角膜を傷つけるためこすらせないようにする。
- ・清潔な手で、下まぶたを引っ張って、異物があればぬらした綿棒やガーゼの端で軽く拭き取る。
- ・痛みが続く、涙が止まらないなどの症状が続くときは、清潔なガーゼで目を覆い、眼科を受診する。

イ. 耳の場合

- ・虫が入った場合は、ベビーオイルやサラダ油をたらし、虫を殺してから耳鼻科を受診する。
- ・水が入った場合は、水の入った耳を下にしてタオルを当て、反対側の頭を軽くたたく。入り口付近なら、綿棒で拭う。
- ・玩具や固いものが入った場合は、入った方の耳を下にし、耳をひっぱりながら反対側の頭を軽くたたく。出てこないときは、耳鼻科を受診する。

ウ. 鼻の場合

- ・鼻の奥に入った場合はすぐに耳鼻科を受診する。
- ・見える場所にある場合は、強く鼻息を出させる。

エ. のどの場合

- ・何を詰ませたのかを確認する。
- ・目を白黒させる、呼吸困難で顔や唇が青くなるなどの時は、とにかく異物を吐かせる。
- ・軟らかい物の場合は、指を入れて異物を出す。
- ・固い物の場合は、詰ませた子を座位にし、腕を後ろから抱えるように回す。片手で握りこぶしを作り、児童のみぞおちのやや下方に当てる。その上をもう一方の手で握り、すばやく内上方に向かって圧迫するように押し上げる。

⑤口の中をケガした場合

ア. 口の中が切れた場合

- ・傷口が汚れているときは、水道水で洗い流す。
- ・出血している場所を見つけ、清潔なガーゼで押さえる（圧迫止血）。
- ・血液を飲みこまないように気をつける。
- ・出血がなかなか止まらないときは、圧迫しながら病院を受診する。

イ. 歯が折れた、抜けた場合

- ・出血しているときは、血液を飲み込まないように気をつける。
- ・早い対応をすれば、折れた歯や抜けた歯が元どおりになる場合もあるため、未開封の牛乳や生理食塩水に浸けて歯科医を受診する。
- ・歯は絶対にこすったり水道水に浸けたりしない。
- ・歯の歯根膜（根）は触らない。
- ・歯茎の色が変わったり、歯茎を触ると痛がったりするときは冷やす。

⑥打撲の場合

ア. 頭を打った場合

- ・意識状態を見る。異常があればすぐに救急車を呼ぶ。
- ・腫れがあるときは、氷を入れたビニール袋をのせて打撲部を冷やす。
- ・出血があれば、清潔なガーゼでおさえる。
- ・少しでも気になるようであれば、病院を受診し手当てを受ける。

イ. 目を打った場合

- ・すぐに寝かせ、水でぬらしたタオルなどで冷やし、安静にして様子を見る。
- ・目の周りが腫れていたり、目の中が出血していたり、しばらく様子を見ても痛みが治まらないときは、病院を受診する。

⑦骨折（ヒビがはいった場合を含む）、脱臼、捻挫の場合

ア. 骨折の場合

- ・骨折部を安静にする。
- ・副子を当てて動かないように固定し、病院を受診する。
（「副子」の例 → 木の枝、段ボール、割り箸、鉛筆、定規など）

イ. 脱臼の場合

- ・手を引っ張ったとき、子どもが転んだときなどに突然泣き出し、腕をダランと下げたまま動かさそうとしない場合は肘内症の疑いがある。
- ・包帯や三角巾などで固定して病院を受診する。

ウ. 捻挫の場合

- ・冷やして様子を見る。
- ・痛がる場合や、幹部の腫れが見られる場合は、固定して病院を受診する。

⑧火傷の場合

ア. 共通事項

- ・患部を冷やす。
- ・衣服は無理に脱がさない。
- ・水泡は破らない。
- ・軟こうや消毒スプレーなどは使わない。
- ・広い範囲での火傷、顔・頭・指の火傷や、皮膚がむけたり、水泡ができたりする程度の火傷の場合は、患部を冷やしながらか病院を受診する。

イ. 手足の場合

- ・水道水を直接患部に流しあてながら、痛みがとれるまで、最低20分は冷やす。

ウ. 目、耳、鼻の周辺の場合

- ・ぬれたタオルで包んだ氷（ビニール袋に入れる）や、氷枕で冷やす。

エ. 頭、顔の場合

- ・手で水をかけるか、水シャワーを弱めにかける。

オ. 全身の場合

- ・乳児用のタブがあれば、水をはりそのまま浸ける。
- ・十分に冷やしながらか、衣服をはさみで切り開く。（無理に脱がさない）
- ・救急車を要請して病院を受診する。

⑨熱中症（日射病、熱射病）の場合

ア. 頭が痛い、顔が赤い、体が熱い、吐いたりする場合

- ・涼しい場所へ移して、衣服をゆるめる。
- ・経口補水液を飲ませる。
- ・頭や体を、冷たいタオルや氷枕で冷やす。

～予防として～

- ・帽子をかぶる。
- ・水分補給を心がける。
- ・長時間、炎天下で遊ばせない。
- ・日差しの強い時間の外出はなるべく避ける。外気温にも留意する。

※環境省 熱中症保健指導マニュアル

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

⑩発熱の場合

- ・個々の平熱を確認しておく。
- ・体温計で正しく熱を測る。高いときは、保護者に連絡する。
- ・他の症状の有無を観察する。
- ・嫌がらなければ、氷枕や熱救急シートで冷やす。
- ・寒がっている場合は、掛け物を増やして温める。
- ・汗をかいたらよく拭き、着替えさせる。

- ・水分は少量ずつ何回かに分けて与える（麦茶、湯冷ましなど）
- ・室温、湿度に気をつける。

⑪せきがでる場合

- ・せきの原因が何かを見極める。
- ・せき以外に気になる症状があるかを確かめる。
- ・湿度に気をつける。
- ・水分は少量ずつ何回かに分けて与える。
- ・背中をさすったり、上半身を高くしたりして寝かせる。

⑫おう吐をした場合

- ・他の症状の有無を観察する。
- ・吐いたものが気管に入らないように、体を横向きに寝かせる。
- ・吐いた後、うがいでできる場合はうがいをさせる。
- ・水分を少量ずつ、様子をみながら何回かに分けて与える。
- ・おう吐した場合は、使い捨て手袋、マスク、エプロンを使用する。
- ・手洗いに消毒薬を用いる。
- ・おう吐物の処理後は、希釈したハイター液を用いて拭く。
- ・使い捨てのタオル・キッチンハイター等を使用して正しい処理の仕方処置する。

⑬下痢をしている場合

- ・便の状態をよく見る（色、臭い、固さ、量）とともに回数をチェックする。
- ・他の症状の有無を観察する。
- ・水分は少量ずつ何回かに分けて与える（麦茶、湯冷ましなど）
- ・お湯でお尻をきれいに洗い流す。
- ・お尻が赤くただれているときは、保護者に病院の受診をすすめる。

⑭腹痛の症状がある場合

- ・ただの腹痛と軽視せず、原因は何かを考える。
- ・楽な方向に横向きにするか、膝を曲げ安静に寝かせる。
- ・食べ物や飲み物は与えないで様子を見る。
- ・顔色がそう白になり、間隔をおいて激しく痛がったり、繰り返しおう吐したりするときは、腸重積（腸が腸の中に入り込む病気）を疑い、至急に病院を受診する。

⑮けいれん、ひきつけ、食物アレルギー反応（アナフィラキシー）をおこした場合、次のことを観察しながら手当てをする。記録ができる時に以下のことを記録し、最終的には記録をまとめて福祉保険課へ報告する。なお、発作時等の現場はパニックになり得ることも考慮し、その状況を動画で撮り、医師等へ状況を知らせる際の手段とする場合もある。また特例として、保護者の依頼で医師の指示書がある場合に限り、支援員が坐薬投与等を行う。

ア. どの程度（時間 何分か）

イ. けいれんの状態、様子

- ・手や足をガタガタとふるわせたか。
- ・手足を突っ張るか。
- ・目が白目をむいたか。
- ・左右対称であるか。

ウ. 手当てとポイント

- ・衣服をゆるめる。
- ・顔を横に向ける。
- ・名前を呼んだり、体をゆすったりしない。
- ・口の中には、何も入れない。
- ・治まった後の反応を見る(顔色、泣いたか、眠ったか、名前を呼んで反応するか等)
- ・体温を測る。
- ・安静にする。
- ・熱が高い場合は、これ以上熱が上がらないように、冷たいタオルなどで冷やす。
- ・食物アレルギー反応(アナフィラキシー)で、児童がエピペン®を処方されている場合は、事前に保護者と対応を打合せの上で、エピペン®を使用する。

エ. 他児童への対応

- ・保護者同意のもと、事前に、発作や特有の病気があることを他児童へ話しておく。
- ・発作時等症状が見られた時は、他児を離すが、できれば別部屋等に移動させる。

(8) 感染症の対応

①基本的な対応の根拠について

基本的な感染症対策については、「学校保健安全法施行規則第 18 条」における感染症の種類と出席停止の取扱いについて、感染症法の対象(1類～5類)となる感染症が、学校保健安全法では以下の3種に分けられ「学校保健安全法施行規則」の伝染病に関する規定を準用し、対応する。

区分	病名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ	完全に治癒するまで
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)、百日咳、麻しん(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん(三日ばしか)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により嘱託医その他の医師において伝染の恐れがないと認めた時は、この限りではない。
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 ※この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ、とびひ	病状により嘱託医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ感染症、指定感染症、及び新感染症は、第一種の感染症とみなす。なお、新型コロナウイルス感染症は、令和6年3月現在、第5類に移行されている。

②感染が疑われる場合

発しん、充血、目やに、発熱その他の症状があり、感染症が疑われる場合は、次のような対応を行う。

- ア. 対象となる児童を他の児童と離して安静が保たれる部屋などで様子をみる。
- イ. 保護者に連絡し、症状を報告して速やかに迎えに来てもらうように依頼する。
- ウ. 医療機関を受診するよう依頼し、その結果を報告してもらう。
- エ. 同じクラスの児童の健康状況を確認する。

③感染が判明した場合

児童又は職員の感染が確認されたら、たとえ1名でも次のような対応を行う。

ア. 状況の把握

- ・感染した児童の症状（診断病名）、医療機関等や学校内、家族の状況、概往歴及び予防接種歴などの健康状況及び生活状況等を確認する。
- ・学校での同じクラスの児童の出欠状況を把握し、欠席の場合は、その理由を確認する。
- ・他に発症している児童及び職員等がないか学校等を確認する。

イ. 関係機関への連絡

- ・事例が複数名以上ある場合は、随時、福祉保険課へ報告する。
- ・福祉保険課は、学校が長期休暇中の場合は、程度に応じて保健所に連絡する。

ウ. 対応の検討

福祉保険課及び学校、保健所、医療機関など関係機関と次の事項を協議する。

- ・感染した児童の利用の可否等を決定する。
- ・感染が予想される範囲を明らかにする。
- ・今後の対応手順を確認する。

エ. 拡大の防止

- ・病名、主症状、潜伏期間、注意事項などをコドモンや掲示で、保護者に知らせる。
- ・必要に応じて説明会等を実施する。
- ・保護者への周知にあたっては、保健所等の関係機関と十分に協議の上、行う。
- ・全職員に状況を周知し、少しでも感染が疑われる場合には受診させる。
- ・潜伏期間等から感染の可能性がある期間は、十分に注意を払い、できる限り行事等の開催は控える。
- ・開所時は、状況に応じた感染拡大防止策を講じる。（保護者への情報提供、手指・室内等の消毒の徹底、マスク着用、3密:密閉・密集・密接の回避、換気等）
- ・感染症ごとの潜伏期間や出席停止期間等遵守すべきものは、国の方針に準じる。

オ. 終息宣言

放課後児童クラブ内外に感染発生の状況が十分に周知され、新規の発症者が迅速かつ確実に把握できる体制を前提として、現状の発症状況及び潜伏期間等を関係機関と十分に考慮したうえで、終息を宣言する。

カ. 再発防止策の検討

感染の原因を調査して、再発防止について十分協議する。なお、調査に際しては、再発防止の目的を明確に示し、発症者のプライバシー、人権に十分配慮する。

4. 事後対策

1) 対応の評価と再発防止に向けた取組

(1) 対応の分析・評価

危機が発生した場合の対応を常に全職員で分析・評価を行い、課題を整理し、起こった危機を教訓として、再発防止に向けた取組を実践する。

(2) 改善

小さな改善であっても、経過や対応を福祉保険課へ報告し、情報の共有化を図り、必要に応じて、全放課後児童クラブでの安全の向上につなげていけるように心掛けていく。また、危機が発生していない場合でも、未然防止に向けた取組について定期的に評価し、改善していく。

(3) 再発防止に向けた取組

発生した危機への対応を時系列に整理したうえで、人、組織、環境、設備、管理の仕組み、制度など様々な角度から、危機発生の原因や危機対応への問題点を抽出して検討を行う。また、これまで取り組んできた改善策が守られているか、事故の防止・軽減につながっているかを検証する。

分析・評価に際しては、自己の評価はもとより、児童の声に耳を傾け、保護者の意見を真摯に受け止めて見直しを行う。

【評価事項例】

未然防止活動	危機発生時
<ul style="list-style-type: none">・一連の活動が機能しているか。・全職員で取り組んでいるか。・各種チェックリストは活用されているか。・ヒヤリ・ハット事例は改善されているか。・訓練等は効果的に行われているか。・マニュアルに記載されている活動ができて いるか。	<ul style="list-style-type: none">・危機発生の原因は何か。・なぜ防ぐことができなかったか。・連携はうまくいったか。・マニュアルどおりに対処できたか。・マニュアルに不備はないか。・手順をパターン化できないか。
など	など

(4) 再発防止策の検討

原因調査の結果や危機対応の評価を踏まえて、一度発生したものは再び発生するという意識のもとで、再発防止策を全職員で検討する。また、必要があれば、放課後児童クラブごとに保護者からの意見を聞く機会を設けるなど相互理解を図る。

(5) マニュアルの見直し

福祉保険課は、危機の分析・評価の結果及び再発防止策に応じて、速やかにマニュアルの改訂を行い、実効性のあるものにしていく。なお、改訂した内容は全職員に周知し、これに基づいて、さらなる安全の確保が図られるようにする。また、改訂内容、状況等によっては、必要に応じて、保護者・学校等の関係機関にもその旨周知をすることとする。

5. その他

1) 消防署、警察署への連絡方法について

(1) 救急車の依頼の仕方～ ※「児童クラブ緊急時対応マニュアル参照」……

資料集:5 参照

(2) 火災の通報の仕方

局番なしの119番に次のことを伝える。

- ・火災であること。
- ・出火場所、通報者氏名、電話番号を告げる。
- ・住所、氏名、目標になる建物など

(3) 警察署への捜索依頼の仕方～※基本は福祉保険課の方で請け負う。

支援員が詳細を伝える場合～局番なしの110番で次のことを伝える。

- ・〇〇放課後児童クラブの〇〇です。
- ・〇年生の〇人が行方不明です。
- ・時間（〇時〇分頃）、場所（〇付近）、児童名、性別、服装、特徴（身長、体型など）、自宅の住所などを告げる。

2) 災害時の持ち出し品

～下記のを、非常用リュックに日常から入れて持ち出しできるようにしておく。

(1) 児童にかかわる書類

出席のわかるもの、活動日誌、申請書コピー(保護者緊急連絡先記入あり)等

(2) 救急用品・非常用リュック ※救急用品～下記に参考事項あり。

ホイッスル、筆記用具(紙:メモ用紙、マジック、ボールペン)、懐中電灯、タオル、ビニール袋、ティッシュ、ハサミ等

3) 病院搬送時の持ち出し品 ～以下のものを同行職員(状況把握しているもの)が持ち出し、持参すること。

- ・緊急連絡名簿
- ・携帯 ～痙攣等の発作状況を携帯に録画している場合は、その携帯を持参し、病院側へ情報提供すること。※録画の必要性がなくなった時点で削除すること。
- ・痙攣等の発作の場合は、記録や状況のわかるものがあれば持参する。
- ・着替え、ティッシュペーパー、ビニール袋、タオル、靴、毛布(必要に応じて)
- ・筆記用具
- ・健康の記録がわかるもの(入会申請書裏面に記載あり)
- ・家族が持参するもの(健康保険証、診察券) ～家族へ連絡時に伝える。

◎参考事項

救急箱の中にあると良いもの

ガーゼ、ピンセット、毛抜き、三角巾、使い捨て手袋、ハサミ、ウエットティッシュ、ビニール袋、買い物袋、カットバン、消毒液、手指消毒液、綿棒、タオル、冷えピタ、体温計、包帯、ティッシュ(乾)等